

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大(拡充) (国税4)(所得税:外、法人税:義) (地方税2)(個人住民税:外、法人住民税:義、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | <p>・ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認されたことから、平成24年4月1日以降順次、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域の見直しが行われ、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定されることとなった。</p> <p>・このうち、避難指示解除準備区域は、年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。</p> <p>・これらを踏まえ、当該地域における事業活動の再開促進を通じた地域産業の再生を実現するため、現在、避難解除区域に適用されている特例措置を避難指示解除準備区域等にも適用。</p> |
| 3 | 担当部局 | 復興庁 原子力災害復興班 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成 24 年 4 月～ |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 平成 24 年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設 |
| 6 | 適用又は延長期間 | — |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今般の警戒区域等の見直しの結果、避難指示解除準備区域が新たに設定されたが、同区域は、年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実で、当面、避難指示が継続されるが、除染等を迅速に行い、一日も早い帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅、製造業等の事業再開等を柔軟に認めることとされている。</p> <p>これらを踏まえ、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を促進すること、及び帰還者を支援すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施 (略) 国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまら</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|---|
| | | | ず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 現在政策体系を策定中。 |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること。 |
| | | | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数。 |
| | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援することで、地元雇用等の回復等につながり、被災地域の復興に資する。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | 避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ 542 件(平成 24 年8月 22 日時点) |
| | | ② 減収額 | — |
| | | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年4月～) 避難対象区域解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の 20%を法人税額の 20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 |
| 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の 20%を法人税額の 20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 | | | |
| 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年4月～) 特例措置が避難指示解除準備区域に適用されない場合、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還への支援が不十分となり、被災地域の雇用回復が遅れるおそれ。 | | | |
| 《税込減を是認するような効果の有無》 避難指示解除準備区域内の事業所の事業再開を促進することで当該区域の雇用の回復が図られる。 | | | |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 平成 24 年7月末現在、約 20 の事業所が避難指示解除準備区域内で事業を再開していることを確認。 特例措置を当該区域に適用することにより、当該事業者を支援するとともに、未帰還事業者の当該区域への帰還を促す効果が期待できる。 |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 10 | 有識者の見解 | | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |